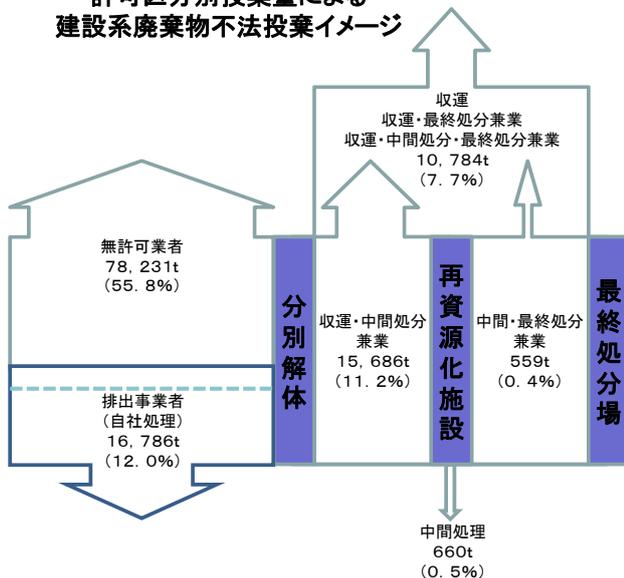


II) 建設廃棄物適正処理の徹底

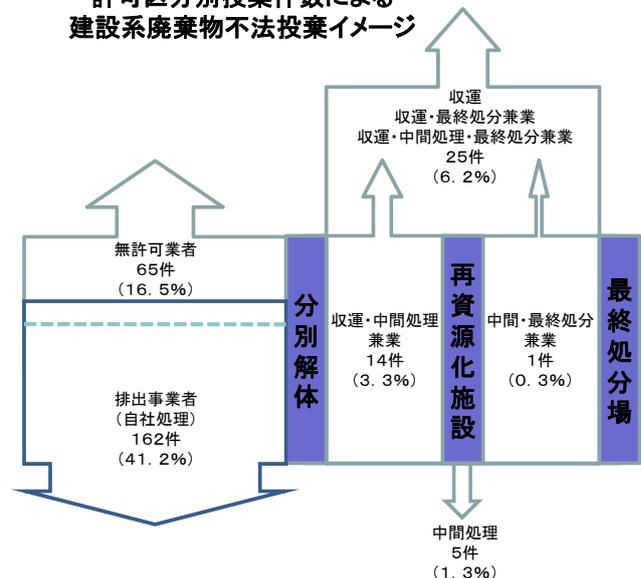
建設系不法投棄の発生原因(1/2)

- 投棄量では、無許可業者による投棄量が全体の約56%を占め、排出事業者自社処理)と併せ全体の約70%を占めている。
- 投棄件数では、排出事業者(自社処理)が全体の約41%を占め、無許可業者と併せ全体の約57%を占めている。

許可区分別投棄量による
建設系廃棄物不法投棄イメージ



許可区分別投棄件数による
建設系廃棄物不法投棄イメージ

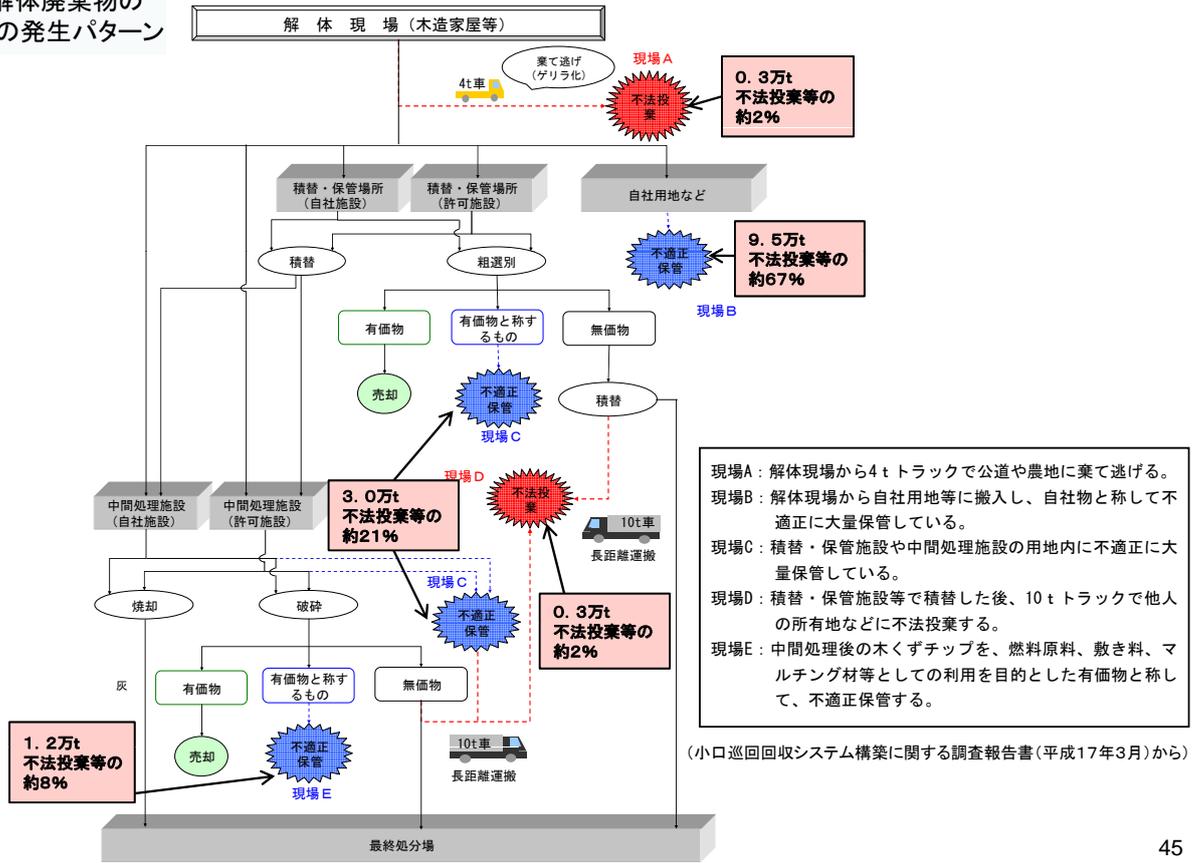


※1 平成18年度産業廃棄物不法投棄等実態調査(平成17年度実績)から作成(イメージのため、矢印の大きさは投棄量、投棄件数に比例しない)
 ※2 許可区分別件数のうち「複数」及び「不明」を除いている。
 ※3 取運:収集運搬業許可業者 中間処理:中間処理業許可業者 最終処分:最終処分業許可業者

建設系不法投棄の発生原因(2/2)

II)1.1

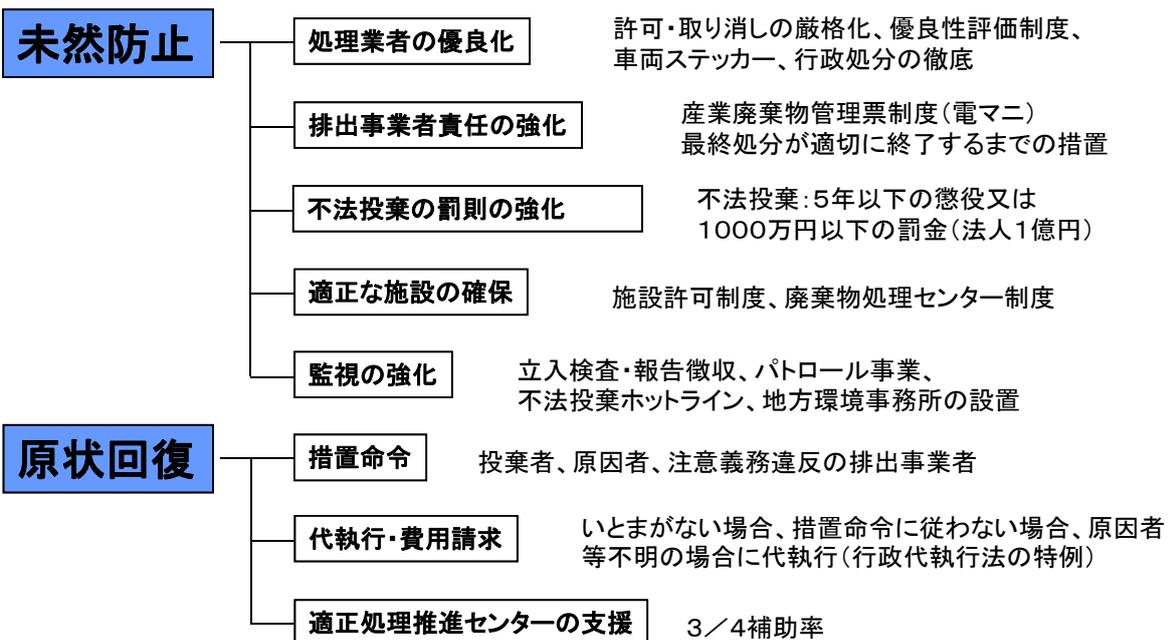
木造建設解体廃棄物の不法投棄等の発生パターン



45

不法投棄対策の体系

II)1.2



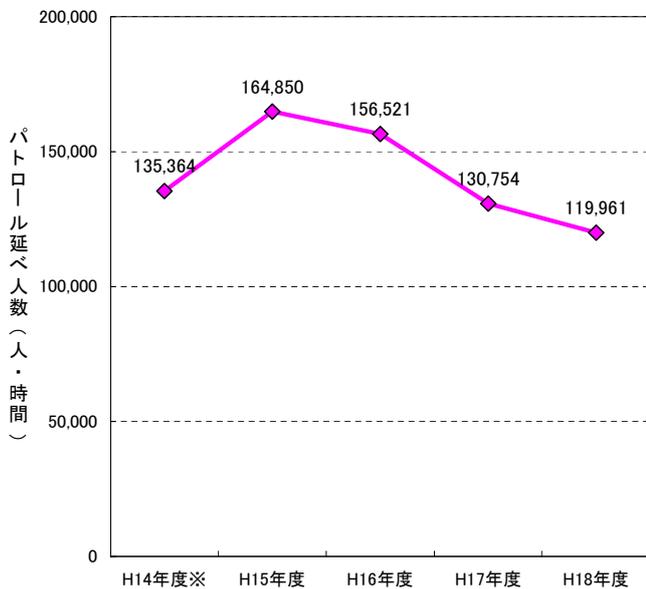
※ 当面の目標「平成21年までに大規模事案(5000トン以上)をゼロにする」

46

行政庁におけるパトロール及び助言・勧告等の実施状況

■行政庁によるパトロール延べ人数は年間120,000～160,000人・時間 前後で推移し、減少傾向にある。

■パトロール延べ時間の推移(建設部局のみ)



※H14年度は、平成14年6月～平成15年3月の期間

■助言・勧告等の実施状況

①分別解体等に係るもの(建設部局)

	H14年度(H14.6～)	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	合計
助言(第14条)	163	157	148	227	227	922
勧告(第14条)	18	5	4	26	7	60
命令(第15条)	6	1	1	4	0	12
報告徴収(第42条第1項)	139	491	555	576	472	2,233
立入検査(第43条第1項)	1,615	3,096	3,240	2,509	2,020	12,480

②再資源化等に係るもの(環境部局)

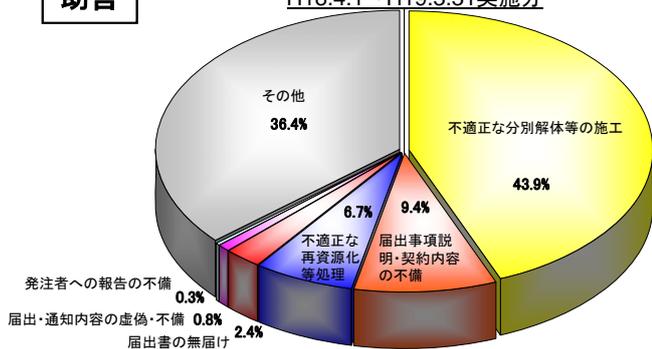
	H14年度(H14.6～)	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	合計
助言(第19条)	186	200	376	253	170	1,185
勧告(第19条)	4	9	5	0	1	19
命令(第20条)	0	0	0	0	0	0
報告徴収(第42条第2項)	612	1,733	1,592	1,937	2,200	8,074
立入検査(第43条第1項)	2,612	5,134	5,404	7,060	11,105	31,315
発注者からの申告(第18条第2項)	0	0	0	0	0	0

助言・勧告等の内容について

■助言については「不適正な分別解体等の施工」が4割を占めている。
 ■命令については「届出書の無届」が大半を占めている。

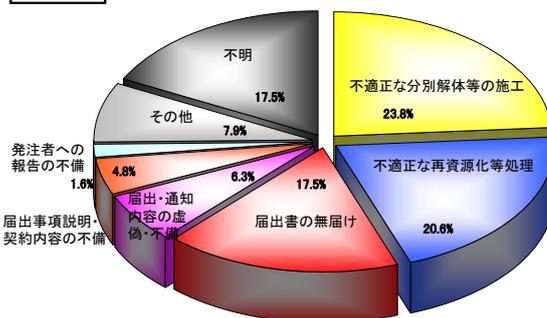
助言

H18.4.1～H19.3.31実施分



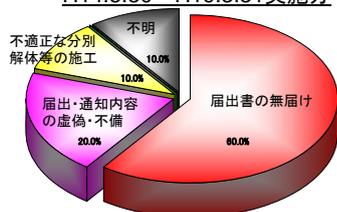
勧告

H14.5.30～H19.3.31実施分



命令

H14.5.30～H19.3.31実施分



申告

H14.5.30～H19.3.31実施分

実績なし

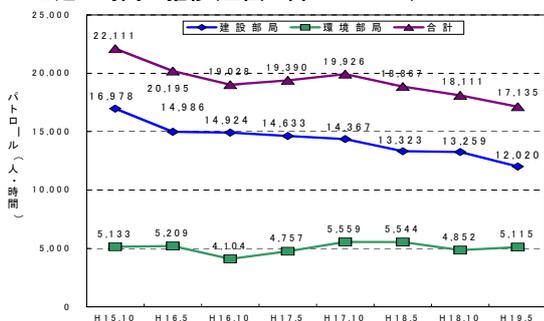
(参考)H19年度:1件(発注者への報告の不備(18条))

- 届出書の無届(10条)／無通知(11条)
- 不適正な再資源化等処理(16条)
- 届出・通知内容の虚偽・不備(9・10条)
- 発注者への報告の不備(18条)
- 不適正な分別解体等の施工(9条)
- その他
- 届出事項説明・契約内容の不備(12・13条)
- 不明

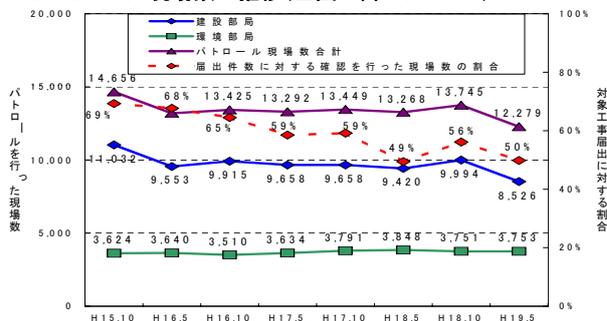
全国一斉パトロールの実施状況(1/2)

- 毎年春・秋の2回に通常のパトロール体制を強化した「全国一斉パトロール」を実施。
- 延べ人数(人・時間)は、やや減少傾向にあるが、現場数は届出件数の半数以上にのぼる。
- 発覚した無届工事数及び割合は、概ね減少傾向にある。

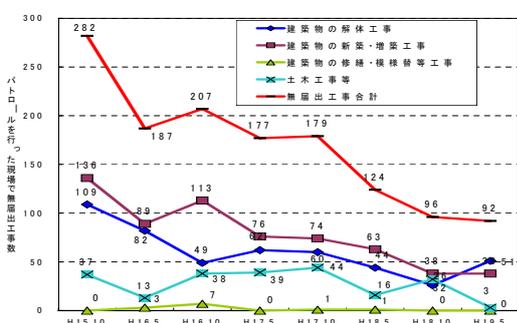
■ 延べ時間の推移(全国一斉パトロール)



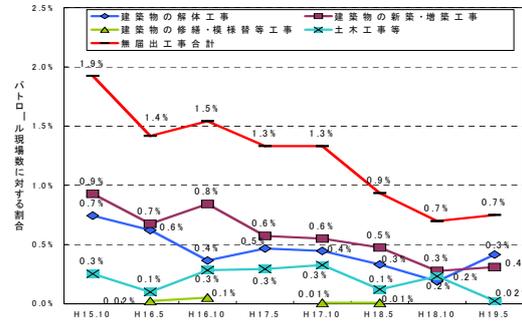
■ パトロール現場数の推移(全国一斉パトロール)



■ 全国一斉パトロールで発覚した無届工事数



■ 無届工事数の割合(全国一斉パトロール)



全国一斉パトロールの実施状況(2/2)

- 全国一斉パトロール期間中の立入検査は、近年2,000件前後で推移している。
- 全国一斉パトロール期間中に勧告・命令が実施された事例は少数である。

■ 全国一斉パトロールにおける建設リサイクル法に基づく助言・勧告等の件数

① 分別解体等に係るもの(建設部局)

	H15.10	H16.5	H16.10	H17.5	H17.10	H18.5	H18.10	H19.5
助言(第14条)※1	8	14	15	39	47	59	43	41
上記のうち、無届出(通知)工事	-	0	0	0	0	3	0	1
勧告(第14条)※1	0	1	2	0	1	3	4	0
上記のうち、無届出(通知)工事	-	0	1	0	0	1	0	0
命令(第15条)	0	0	0	0	0	0	0	0
報告徴収(第42条第1項)※2	42	36	29	47	42	21	20	22
上記のうち、無届出(通知)工事	-	24	22	30	23	11	10	13
立入検査(第43条第1項)	530	322	299	461	365	448	355	407

② 再資源化等に係るもの(環境部局)

	H15.10	H16.5	H16.10	H17.5	H17.10	H18.5	H18.10	H19.5
助言(第19条)※1	16	19	27	37	43	26	17	37
勧告(第19条)※1	0	0	0	1	0	0	0	0
上記のうち、無届出(通知)工事	-	-	0	-	-	-	-	-
命令(第20条)	0	0	0	0	0	0	0	0
報告徴収(第42条第2項)※2	13	47	8	4	10	2	0	0
上記のうち、無届出(通知)工事	-	-	-	2	1	2	-	-
立入検査(第43条第1項)	1,306	929	1,305	1,459	1,380	1,692	1,554	1,407

※1：助言・勧告に従わないときには命令を行う場合があり、これに従わない場合は告発の対象となる。
 ※2：関係者からの聞き取りの結果や提出された報告書、収集した資料などの内容に基づき、告発が適当であると考えられる場合は告発の対象となる。

現場標識の掲示

- 解体工事業者は営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければならない。
- 掲示事項及び標識の様式は建設リサイクル法で定められている。

掲示事項

(建設リサイクル法に基づく登録業者の場合)

- ・商号、名称又は氏名
- ・登録番号
- ・法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- ・登録年月日
- ・技術管理者の氏名

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

(参考) ※建設業法の許可を有する業者は、建設業法の規定により、許可票の掲示が必要である。

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
管理 主任	技術者の氏名 専任の有無
	資格名 所属区分
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	
許可年月日	年 月 日

状況把握の強化について

◎届出・通知者への届出・通知済みシールの交付

- 建設リサイクル法第10条に基づく届出(公共工事の場合は第11条に基づく通知)済みであることを確認し、無届出施工を抑止するほか、発注者・受注者・周辺住民等の意識向上等に寄与することを目的に、「届出(通知)済みシール」を交付し、解体工事の現場標識に貼付するよう指導している自治体がある。

■都道府県等における届出・通知済みシールの実施状況(H18.7.10現在)

実施状況	都道府県数
実施済み	23
一部で実施	7
未実施	17

■届出(通知)済みシール様式(例:東京都)

建設リサイクル法届出・通知済	
受付日	年 月 日
受付番号	
行政庁名	